

柳川市立垂見小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和5年3月31日改定

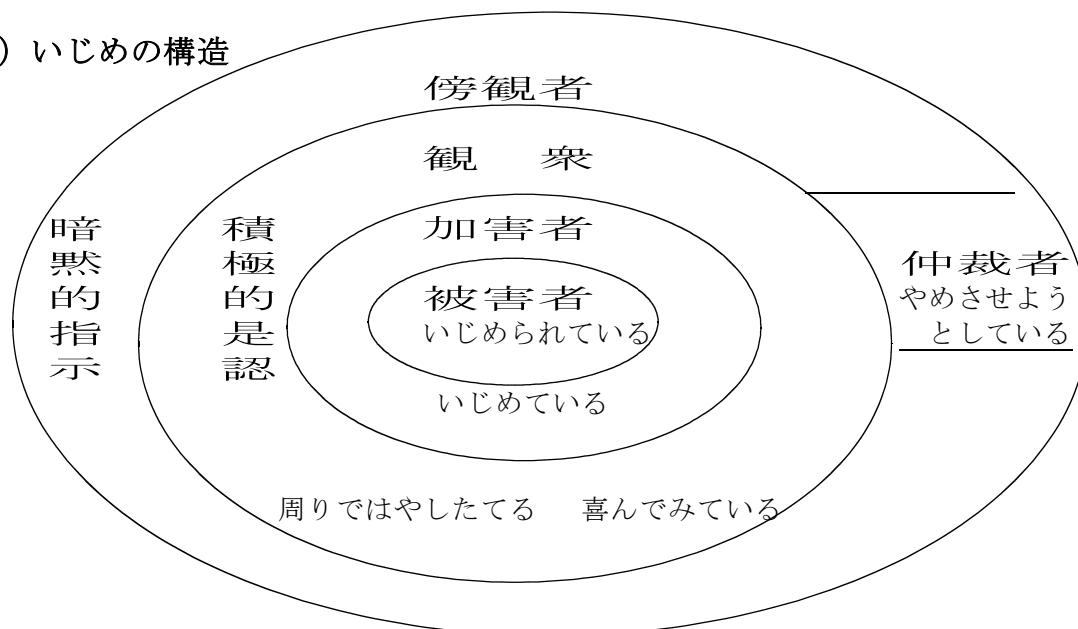
1 いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

(1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法 第2条外1項」）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 「心理的な影響」とは、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、仲間はずれ、集団による無視、パソコンや携帯電話等での誹謗中傷や嫌がらせをされる…など
- 「物理的な影響」とは、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。暴力的な行為（蹴る、叩く、ぶつかる）をされる。金品のたかりや、金品隠し、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。…など
- けんかやふざけ合いであっても、見えない場所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情や、児童の感じる被害状況に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。
- 「いじめ」に該当するか否かの判断は、定義に左右されることなく、また表面的・形式的にすることなく、全面的に「いじめられた児童の立場に立って」対応する必要がある。

(2) いじめの構造



【福岡県いじめ問題総合対策】より抜粋

(3) いじめに対する基本姿勢

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②ストレングスアプローチを生かして、児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることに気づかせる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① ストレングスアプローチを生かした学級づくりを進める

- ・ ストレングスアプローチにかかわる学級活動の実施
- ・ ストレングスカードの活用（学級活動・日常指導）
- ・ 「友だちの良さ見つけ」や「振り返り活動」の実施による自尊感情の育成

② 返事やあいさつ、履物揃え、適切な廊下歩行を大切にする学校・学級づくりを進める

かわりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高めるために、返事やあいさつ、履物揃えを大切にする学校・学級づくりを積極的に進める。

- ・ 低学年…言われて 中学年…声をかけ合って 高学年…教えて

③ 家読の日

豊かな心と家族のコミュニケーションの充実を図るために、毎月23日を「家読の日」として設定する。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・ 縦割り活動での異学年交流の充実
- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実…児童集会での活躍の場の保障
- ・ 児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫…「短文指導問題集」「素読集」

② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

帰りの会等でストレングスカードの活用を進め、自他のよさを認め合う活動を進める。また、ソーシャルスキルトレーニング等も行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在するを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

③ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける習得と活用の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

また、「垂見まつり」「児童集会」等の表現の場を計画的に設定し、自己表現の経験を積み上げる。

④ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友だちと分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

イ 毎月1回「いじめアンケート」を実施し、児童一人ひとりの様子や集団の様子を丁寧に把握するようにする。

ウ 学期1回、年2回「生活アンケート」（無記名）と個別相談を実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、「いじめゼロ」の学校づくりを目指す。なお、アンケート等の結果は、児童の在籍

中は保存・保管する。

- エ おかしいと感じた児童がいる場合には近接学年チームや生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。また、「いじめ・不登校対策委員会」を開き、組織的に対応していく。
- オ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。(報告体制の確立)
- イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。
- エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、SVSC、養護教諭等と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- イ インターネットや携帯電話を利用したいじめが発生しないよう、校内において児童の発達の段階に応じた情報モラル教育を授業の中で実施すると共に、機会ある毎に家庭や地域に対する啓発活動に努める。インターネット上のいじめ等が発覚した場合は、速やかに家庭に知らせ、外部機関の助言等も受けながら適切な対応と解消に向けて取り組む。
- ウ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。
- エ 重大事態が発生の場合、速やかに報告と調査を実施する。その際、教育委員会への報告、警察への相談・通報、校区民生児童委員への相談等、連携して進めていく。
- オ 「いじめ防止基本方針」を、ホームページに掲載したり、入学説明会やPTA総会、校区民会議、学校運営協議会等の際に保護者や地域の方に説明したりして、理解と協力を求めていく。
- カ いじめの解消の判断に当たっては、①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月以上はやんでいること ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと、の少なくとも2つの要件を満たしているものとする。
- キ 性的少数者等、特にきめ細やかな対応が必要な児童については、家庭や専門機関等と連携しながら、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 「子どもを見つめる会」

月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

※生活アンケートの結果を受け、終礼時に生徒指導担当が中心となって情報交換する。

(2) 「いじめ問題対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、養護教諭、当該学級担任(定期的にSCSV、SSWが参加)による「いじめ問題対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(3) 「学校評価委員会」

「いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施状況を、学校評価の項目に位置付ける。評価に当たっては、「学校評価委員会」等を活用し、達成目標や評価項目について検討を行う。また、評価結果を外部にも公表し、取り組みの改善を行う。